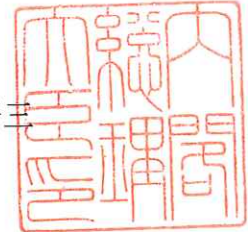




府益担第638号  
平成30年6月5日

公益財団法人日本住宅・木材技術センター  
代表者 古久保 英嗣 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成30年6月5日 から 平成35年6月4日 まで